

～補装具費申請手続きの流れ～

①申請・支給の流れ



STEP 1

障害福祉課へ問合せ

購入を希望する補装具をお伝えいただき、これまでの支給歴、身体障害者手帳の等級、所得額などを確認させていただき、手続きの流れをご案内致します。

STEP 2

医学的意見書・処方箋・見積書を依頼

医師意見書・処方箋が必要な場合は医療機関を受診して書類を作成いただき、補装具取事業者(以下「業者」)へ見積書の作成を依頼していただきます。



STEP 3

申請書類提出 聞き取り調査

補装具費申請書に記入のうえ、見積書等を添えて障害福祉課へ申請します。(郵送可)
必要に応じて対象者の生活状況、身体状況、補装具の使用状況の聞き取り調査を行います。(電話可)

STEP 4

支給券を交付

申請書類の内容を審査し、認定がおりたら見積書を発行した業者に「支給券」を市から郵送交付します。業者から支給券が届いた旨の連絡を受け、補装具の作製や納品となります。



STEP 5

支給券の利用

業者から補装具の納品を受けていただきます。支給券左下の受領者氏名欄に記入し、公費基準額の1割分や公費基準額超過分は自己負担として、直接事業者へ支払っていただきます。

STEP 6

公費基準額の請求

市所定の請求書に支給券(受領者氏名欄記入済)を添えて、業者が茨木市に請求。請求書等を審査のうえ、市が事業者に公費負担額を支払います。



②申請必要書類

- 1 補装具費申請書(代筆の場合は印鑑要)
- 2 業者発行の見積書(見積書の宛名は茨木市福祉事務所長でお願いします)
- 3 個人番号カードもしくは個人番号確認書類

※申請書(上記1)への個人番号記入のために必要です。

※準備が困難な場合でも、申請は可能です

【以下4～6は必須ではありません】

- 4 医学的意見書・処方箋

※補装具を新しく購入もしくは買い替える場合に必要です。ただし、白杖など不要な種目もあります。

- 5 カタログの写し

※既製品の車椅子や白杖、歩行補助つえ、特例補装具を申請する場合に必要です。

- 6 特定医療費(指定難病)受給者証等

※総合支援法に規定する難病対象疾患を理由に給付を申請する場合に必要となります。

※申請書、医師意見書、処方箋は茨木市HP、大阪府HPからダウンロードできます。→



③注意点

- ☆ 購入前に申請が必要です。購入後の給付申請はできません。
- ☆ 障害者本人及び配偶者のうち市民税所得割が46万円以上の場合、補装具費支給の対象外となります。ただし、令和6年4月からすべての障害児が補装具費支給の対象となります。※障害要件等で支給対象外となる場合あり
- ☆ 市民税課税世帯の場合、公費基準額の1割分は自己負担となり、公費基準額を超える額についても差額自己負担となります。
- ☆ 介護保険制度・労災等、他の制度で給付の対象となる種目については、申請できません。
- ☆ 1種目につき原則1個の支給となり、再支給については定められた耐用年数期間の経過が必要となります。



市役所

【問合先・申請先】

茨木市福祉部障害福祉課(南館2階17番窓口)

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 TEL:072-620-1636 FAX:072-627-1692

mail:syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp